

議事要旨(6) 「金融商品専門委員会における検討状況」について

初めに、秋葉統括研究員から、金融商品専門委員会で用いられた資料「審議事項(6)物価連動国債の会計処理を含む今後の対応」に基づき説明がなされ、これに対する委員等からの質疑応答がなされた。

1. 物価連動国債の概要と問題の所在

- ・ 10月の企業会計基準委員会で説明されたように、物価連動国債の商品設計について、通常の国債は元本が額面で償還されるが、物価連動国債については、消費者物価指数(CPI)に応じて増減し、金利についても想定元本に対して支払われる。したがって、インフレ時には特に問題は生じないが、デフレ時には元本割れのリスクが生じる。
- ・ このため、現行の会計基準では、組込デリバティブにより現物の金融資産にリスクが及び複合金融商品として、区分処理か時価評価する必要があるが、金融商品会計基準設定時に想定していなかったものであり、実態を表さないのではないかという指摘が多い。

2. 金融商品専門委員会での議論

- ・ 金融商品会計基準は、これまでも一定の役割を果たしてきたため枠組みは変えず、当該基準の適用における問題として整理し、金融商品実務指針第188項以降について一部改訂することを検討することで議論を進めている。
- ・ この際、物価連動国債を区分処理か時価評価ではなく、一体処理する理由として、組込デリバティブと現物の金融資産との経済的性格及びリスクに密接な関係ある場合には、契約上の有無だけではなく元本の回収可能性の評価を行うこととすることが議論されている。(資料【論点3】参照)。
- ・ 物価連動国債については、物価指数がデリバティブの基礎数値であったが、クレジットリンク債及びシンセティック債務担保証券(CDO)については、信用リスクがデリバティブの基礎数値となっている。特に、シンセティックCDOについては、金融商品会計基準設定時に必ずしも想定していなかったものであり、実態を表さないのではないかという指摘もあるため、物価連動国債の会計処理の見直しにあたり、あわせて検討している(資料【論点4】参照)。

これらに対して委員からなされた主な発言は以下のとおりである。

- ・ 現在の実務指針において、金融資産の場合は元本の減少のみだけで、金融負債の場合は金利が2倍以上になるという条件が入っているが、金融資産は金利が半分になると言う条件は入っていない。この点、金融資産と金融負債はミラーになっておらず、実務上ではこれを利用して商品が開発されているケースがあるので、この辺りの議論も行ってよいのではないか。
- ・ 国以外に、企業等が物価指数に連動する社債等を発行した場合は検討対象にならないか。

事務局から、今回の検討は、金融商品会計基準の枠組みは変えず、金融商品実務指針をマイナーチェンジすることを検討しているため、これらの問題は必ずしも対象とはしていない旨の説明がなされた。

以上